

各福祉事務所長 様  
(各区保健福祉担当部長)

保健福祉局長 永 富 秀 樹

## 令和5年度生活保護法による保護の実施について（通知）

令和5年度の生活保護法による保護の実施については、下記の事項に重点的に取り組むこととしたので通知する。各福祉事務所においては、本通知に基づき、各福祉事務所の管内の保護動向や前年度の監査結果等を踏まえた実施方針を策定し、適正な保護の実施に努められたい。

### 記

#### 1 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動等の実施

##### (1) 援助方針の策定

援助方針については、訪問調査等によって把握した世帯員の生活状況を踏まえたうえで策定すること。策定にあたっては、世帯主だけでなく、特に子の養育環境や進路の問題など個々の世帯員の自立に向けた課題や、世帯全体の課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定する。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、少なくとも年に1回以上の見直しを行う必要がある。

「局長通知 第12の4」や「生活保護事務手引書 IV業務マニュアル 5-（1） 援助方針」に基づき、被保護者に十分理解を求めた上で援助を実施する。

##### (2) 訪問調査活動

訪問調査活動は、ケースワーカー活動の基本であることから、被保護者の生活状況等に応じた年間訪問計画を適切に策定のうえ、当該計画に沿って着実に実施する必要がある。

「局長通知 第12の1」や「生活保護事務手引書 IV業務マニュアル 5-（3）-ア 世帯訪問調査」に基づき、適切な訪問調査活動を実施するとともに、世帯の課題やニーズを把握して、最低限度の生活の維持及び自立に向けた支援を実施する。

なお、新型コロナウイルス感染防止については通知等を踏まえ十分留意する。

##### (3) 世帯の状況に合わせた支援

高齢者や障害者等、手厚い支援が必要な受給者に対しては、一時扶助等の活用について積極的な声掛けや申請支援を行うなど、より丁寧な支援に努める。

#### (4) 扶養能力調査

保護の申請があった場合、要保護者の扶養義務者の存否を確認し、要保護者から聴取する等の方法により扶養の可能性を把握した上で、扶養義務者に対し要保護者の扶養の可否について照会する必要がある。特に要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、「扶養義務履行が期待でない者」であるか否かを慎重に判断することが重要である。

扶養能力調査を「局長通知 第5」や「別冊問答集 第1編第5」等に基づき、適切に実施する。

#### (5) 進行管理等

査察指導員等は、訪問調査活動の進行を管理し、訪問調査実施後は速やかにケース記録を回付するように指導する。その上で、適切な指導援助及び保護の決定のために、的確にケースの審査をし、ケースワーカーに対し時機を逸することなく指示を行うとともに、指示した事項に係る進行管理を確実に行う。

## 2 自立支援の充実・強化

### (1) 就労支援

平成20年に発生したリーマンショックの影響により、失業等を理由に保護を受給する世帯が急増したことから、平成22年度から就労支援を最重要課題の一つとして全力で取り組んできた結果、平成24年度以降、被保護者数は減少傾向にあり、その対策は着実に実を結んでいる。

しかし、今後、ウクライナ侵攻の長期化によるエネルギー価格や食糧価格の高騰などにより、さらなる経済情勢の深刻化も十分予想されるため、令和5年度も引き続き民間キャリアカウンセラー等の各福祉事務所への配置、ハローワークとの連携強化などの支援体制整備を行い、以下の取り組みを通じて、稼働能力を有する者の就労率の向上を図るなど、就労自立支援を推進していく。

#### ア きめ細かな就労自立支援の実施

訪問格付の分類に基づき、生活保護受給者等就労自立促進事業・常設窓口設置・巡回相談等を行うハローワークや民間キャリアカウンセラー等との効率的・効果的連携及び積極的な就労支援プログラムの活用等を早期に、かつ、期限を示して集中的に行う。

さらに、職業紹介、資格取得等、支援対象者の個々の状況に応じた支援方針を定めるなど、きめ細かな就労支援（個別支援方式）を行う。

特に、就労意欲に乏しい者等、就労に向けた課題がある者に対しても、それぞれの課題や本人の意向の把握等を丁寧に行うとともに、カウンセリングや就労体験、就労支援準備支援の取組の推進等により、社会とつながりを確保することを重視しながら、その者の状態に応じた就労支援を行う。

#### イ 就労支援の組織的な推進及び支援状況の正確な把握

就労支援プログラムの適用にあたっては、組織として支援の必要性を判断し、就労支援対象者に対して、保護課長をはじめ査察指導員、ケースワーカーがハローワークやキャリアカウンセラーとの情報共有・連絡調整に努め、組織的な

就労支援の推進を図る。

また、管内の就労支援対象者数の推移や就労支援の状況を常時把握することは、福祉事務所として組織的な就労支援業務を遂行する上でも重要である。

このため、令和5年度も月ごとに支援状況等を把握して本庁に報告するとともに、進行管理に活用することで組織的な就労自立支援を行う。

#### ウ 履行期限を定めた指導指示

きめ細やかな就労支援にもかかわらず、これを拒み、積極的に就労の機会を得る努力をしない被保護者に対して漫然と保護を継続することは、市民の不公平感やモラルハザードを招き、生活保護制度そのものに対する信頼を損なうものである。このため、再三の指導指示に応じない場合には、法第27条に基づく文書による指導指示を行うなど厳正な対処を行う。

指導指示を行う場合は、口頭、文書を問わず、長期的に漫然と行うことなく、指導指示の内容、履行期限等を具体的に明示することが重要である。

### (2) 子どもの大学等進学支援等について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」は、全世帯の平均と比較して低い状況にあることを踏まえ、平成30年度から大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」制度の創設とともに、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置が講じられることとなった。

さらに令和2年4月から、文部科学省所管の新たな支援制度である「高等教育の修学支援新制度」が実施され、大学・短期大学・専門学校等に進学する学生に対し、授業料等減免制度の創設や給付型奨学金の支給対象が拡充されている。

これらの制度の趣旨を踏まえ、対象となる大学等進学者に漏れなく制度の活用を促すとともに、被保護世帯の高校生等に対して、高校入学直後などの早い時期から、活用できる制度の説明を行うなど、丁寧な進学支援を実施する。

また、就職を希望する者に対しては、必要に応じてキャリアカウンセラーによる支援や就労準備支援事業への参加を提案するなど、高校生等の進路に関する支援を強化する。

### (3) 年金調査支援

年金受給資格調査支援については、平成20年度から「年金受給資格調査専門員」（旧社会保険事務所等のOBを嘱託員として4名雇用）を配置し、ケースワーカーと連携しながら、被保護者の年金収入の確保のために強化を図っているが、今後の高齢者世帯の増加等も踏まえ、引き続き、以下の取り組みを通じて年金調査を確実にを行い、生活保護の適正化に努める。

#### ア 年金受給資格調査専門員の活用

「年金受給資格調査支援プログラム実施要綱」に基づき、「年金受給資格調査専門員」と連携しながら、プログラム対象者の年金受給資格について調査を行い、生活保護の適正実施に努める。

#### イ 年金加入状況管理進行表の適正管理

「年金加入状況等の把握について」（平成25年1月24日付け北九保地保第579号）に基づき、年金加入状況管理進行表を組織的に作成して進行管理

し、年金調査を実施する。

ウ 年金生活者支援給付金制度等への対応など

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の一部施行により、令和元年10月から65歳以上の非課税世帯の老齢基礎年金受給者等に対し、給付金が年金に上乗せして支給されることとなった。

本法の適用となる被保護者に対して、同給付金の請求手続や受給開始後の適正な収入申告など、必要な支援・指導を継続する。

### 3 不正受給の未然防止対策の徹底

不正受給は、生活保護制度そのものに対する市民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、その未然防止と早期発見に努める必要がある。

また、不正受給の疑い等があるケースに対しては、速やかな調査を行って実態を把握し、不正等が判明すれば厳正に対応する。

(1) 不正受給の未然防止・早期発見

引き続き、保護開始時及び年1回以上は「生活保護のしおり」、「生活保護不正受給防止のしおり」、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」や「資産申告書」を活用し、収入申告義務等の徹底を図り未然防止に努める。

また、訪問格付に応じた訪問調査活動を確実にを行い、収入申告書・求職活動状況届書を途切れなく提出させるなど、常に世帯員全員の生活実態の把握に努めるとともに、特に「AA」世帯については、訪問時間を工夫するなど注意を払う。

さらに、全世帯員(廃止世帯員及び15歳未満を含む)を対象として、課税台帳と収入申告書を照合し、不正受給の早期発見に努める。

(2) 不正受給の疑いがある被保護世帯への対応

市民等からの情報や課税調査、生活実態の確認等を行った結果、不正受給が疑われる世帯及び判明した世帯については、「生活保護適正化推進調査チーム」と連携の上、関係先への法第29条に基づく調査や世帯への確認を確実に行うなど不正受給の実態解明を徹底する。

(3) 不正受給が判明した被保護世帯への対応

保護費の返還や徴収にあたっては、「別冊問答集 問13-1」に則り法第63条及び法第78条の適用を適切に行う。

不正受給が判明した全ての世帯に対して、速やか(事実確認後概ね1ヶ月以内を目途)に法第78条による徴収金の決定を行い、併せて、法第27条に基づき届出義務の再徹底を図る文書指示を行うとともに、こうした指示にも関わらず不正受給を繰り返す世帯については、「課長通知 第11の1」に基づき保護の停止又は廃止を行うなど厳正に対応する。

また、特に悪質な不正受給ケースについては、漏れなく本庁と「ケース検討会議」を開催し、告訴状や被害届の提出及び徴収金の加算を行うか否かを検討する。

福祉事務所は、ケース検討会議の結果を踏まえて、徴収金の決定を行うほか、警察との協議の結果、告訴状又は被害届の提出が妥当と判断したときは、本庁との文書協議を行う。

## 4 医療扶助・介護扶助の適正実施の推進

高齢者の増加や医薬品の研究開発等医療の高度化により、医療扶助費は年々増加しており、本市の生活保護費に占める医療扶助費の割合は5割を超え、高い水準で推移している。

そのため、各区に医療・介護適正化担当係長を配置し、看護師やケアマネジャー、社会福祉士等の専門職を活用して、医療・介護扶助の適正化に積極的に取り組む。

### (1) 医療扶助適正化

#### ア 他法他施策の活用

自立支援医療（更生医療、精神通院）、難病法（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）等他法他施策の活用を積極的に推進する。

#### イ 適正受診指導

厚生労働省の指導要綱に基づき、把握月の通院日数が、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診している者で、そのうち、把握月の通院日数と把握月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる者を対象とし、積極的に改善指導を行う。

また、向精神薬の重複処方などの改善に積極的に取り組む。

#### ウ 指定医療機関に対する指導の強化

医師会等関係団体と連携して、被保護者に対する適正な医療の給付が行われるよう生活保護の医療扶助への理解・協力を求める。

#### エ 後発医薬品の使用原則化

平成30年10月1日から後発医薬品の使用が原則化された。被保護者に対し、本取扱いについて周知徹底を図るとともに、医師会、薬剤師会等と連携して、被保護者の制度に対する理解を促す働きかけを行うなど、引き続き、後発医薬品の使用原則化の取組みを実施する。

#### オ 長期入院患者の退院促進

精神障害による長期入院患者に加え、要介護状態になった者で医療の必要性が低くなった者にも対象を広げ、社会福祉士やケアマネジャー等専門職と連携し、退院促進に積極的に取り組む。

#### カ 健康管理を支援する取り組み

本市では、平成27年度から被保護者に対し、生活習慣の改善や健康診査の受診を促す等により、生活習慣病の重症化予防や自らの健康保持への動機付けを行うなど、被保護者自らが健康の保持・推進に努めるための支援を行っているところであるが、平成30年の生活保護法改正により、令和3年1月から必須事業として施行する「被保護者健康管理支援事業」により、さらなる推進を図る。

本事業は、既存の取組みに、レセプトや健康診査等で収集したデータを調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握するというプロセスが加わっており、医療と生活の両面における支援が可能となる。

## (2) 介護扶助適正化

### ア ケアプランの適正化

ケアマネジャーによる居宅介護支援計画の点検（「ケアプランチェック」）や福祉用具、住宅改修等介護サービスの適正実施を図るとともに、サービス担当者会議への出席、訪問調査等を通じて介護事業者と連携し、介護扶助の適正化を推進する。

### イ 指定介護機関に対する指導の強化

被保護者に対する介護サービスの給付に関して、特に指導が必要と認められる介護機関等に対して、関係機関等と連携して、適正なサービスが提供されるよう指導する。

### ウ 新高額障害福祉サービス等給付費への対応

新高額障害福祉サービス等給付費とは、低所得者が障害福祉サービスから介護サービスに移行するにあたってその負担を軽減するための給付費で、被保護者も給付対象となる。

本制度は平成30年4月開始で、償還払いは同年8月からの予定であったが、関係部局との調整に時間を要したため、本市では令和3年度からの実施となる。

今後も関係部局との連携をとりながら、給付対象者への申請支援（代理申請・代理受領の説明、代理受領に係る委任状徴取）等、必要な事務処理を的確に行う。

## 5 保護の入口及び出口における適切な対応

保護の相談における適切な窓口対応と辞退届による廃止の取り扱いについては、「生活保護の適正実施について」（平成19年10月18日付け保健福祉局長通知）で示し既に適正に実施されているが、引き続き以下の取り組みを実施する。

### (1) 保護の相談における適用申請の取り扱い及び申請時における助言指導

保護の相談における適用申請については、「局長通知 第9の1」に基づき、相談者の生活状況を適切に把握し、他法他施策の活用助言、「生活保護のあらまし」等を活用した生活保護制度についての説明を十分に行う必要がある。その上で、手持金やライフラインの状況等の急迫性、保護の申請意思を確認し、申請意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについて助言するよう、適切な取り扱いを行わなければならない。

さらに、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎む必要があることに留意する。

また、要保護者が、保護適用申請をしたときは、「局長通知 第11の1」に基づき、保護の受給要件及び保護を受ける権利並びに生活上の義務及び届出の義務等について十分説明の上、適切な指導をする。要保護者が資産、能力等の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行い、要保護者がこれに従わないときは申請を却下する。

なお、特に保護の適用申請に至らなかったケースについては、面接相談が適切

に実施されたかなど、事後の検証に必要であることから、相談者の申請意思や急迫状況、相談内容に対する助言内容、申請に至らなかった経緯等の記録の内容について確実に面接記録票に記載し、速やかに所長、課長等まで決裁する。また、必要に応じその後の生活状況の確認を行う。

#### (2) 「辞退届」の提出による保護廃止の取り扱い

「辞退届」の提出による保護廃止は、被保護者が保護を受ける権利を自ら放棄する極めて限定的なもので、その判断にあたっては厳格な審査が求められることから、「課長通知 第10の12-3」に基づき適切に取り扱う必要がある。

このため、不要な「辞退届」の提出を根拠とした廃止をしていないか、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか、また、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、収入等の状況を具体的に確認したうえでケース診断会議に諮るなど組織的に慎重に検討する。さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続きや再度困窮した場合の再相談・再申請、生活困窮者自立支援制度について、助言指導を徹底する。

#### (3) 指導指示違反による保護廃止の取り扱い

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該被保護世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示が形式化することのないよう的確に行い、その所定の手続きについても厳格に行うことが求められる。

具体的には、「課長通知 第11の1」や「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付け社援保発第033001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の「Ⅱ 指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」及び「生活保護事務手引書 IV業務マニュアル5-(6)-カ 法第27条に基づく指導・指示」を踏まえ、法第27条に基づく指導指示内容及び実施方法などの手続きを適正に行い、ケース診断会議に諮るなど組織的に慎重な対応を行う。

## 6 組織的運営管理の徹底による適正な保護の決定実施

福祉事務所長等の幹部職員は、重点的に取り組むべき上記の各項目を着実に実施するため、常に福祉事務所の保護動向及び運営状況を十分に分析、評価して、適正な保護決定が行われる体制が構築されているか等を把握の上、具体的な対応策を講じる。

#### (1) 福祉事務所で定める実施方針については、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」（平成17年3月29日社援保発第0329001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、監査指摘事項など福祉事務所が抱える問題点について把握し、実効性のある実施方針を策定する。

特に監査において複数年同様の指摘が続いている福祉事務所においては、改善すべき課題や問題点を分析し、早急に改善すべきことを中心に具体的な改善を盛り込んだ実施方針を策定する。

- (2) 福祉事務所で定めた実施方針及び事務処理手順等については、全職員に周知徹底し、福祉事務所が一体となった組織的な運営管理を行う。
- (3) 長期未訪問や収入申告書未徴取など基礎的要件を満たしていないケースについて、「長期未訪問世帯一覧表」などを活用して定期的に内部点検を実施し、査察指導員は査察指導台帳等を活用してケースワーカーに定期的に改善指示するとともに、保護課長はその進行管理状況について適宜把握する。
- (4) 査察指導員は、ケースワーカーが算定した保護費等の審査や、適切な援助方針に基づく具体的な指導援助を目的とした訪問調査が行われているか等、被保護世帯に対する指導・援助を着実に進行管理するとともに、個々の被保護世帯に応じた適切な助言指導を行い、助言や指導した事項について着実に事後確認する。
- (5) ケースワーカーは、保護決定実施上の基本的事項である訪問調査、生活実態及び収入状況の把握、援助等の進捗状況について、訪問計画表等により自己管理を着実にを行うとともに、訪問調査等で得られた情報について、速やかにケース記録に記載し回付する。また、研修等を通じて職務能力の向上に努める。
- (6) 保護の適用申請に対しては、法第24条第5項に基づき、調査等の結果が分からなければ保護要件が確認できない場合を除き、申請があった日から14日以内に申請者に保護の適否を通知する。
- (7) 一時扶助を含む保護の変更決定漏れや決定遅延等について、ケースワーカー等による事務け怠事案の発生防止の観点からも保護申請受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る重層的なチェック体制を確立する。